

令和5年度 香美市自主防災組織連絡協議会 地区会を実施しました

令和5年度、香美市自主防災組織連絡協議会では、コロナ禍で開催が見送られていた対面での地区会を、4年ぶりに企画しました。土佐山田町を防災上の観点から「住宅地区」、「物部川流域」、「中山間地区」に分け、「香北町」、「物部町」と合わせて5回開催し、80名程の防災会長が参加されました。

各地区会では、講師を招いて災害や防災対策について学び、またグループミーティングを取り入れ、それぞれの防災会の活動内容や課題について、活発な意見交換が行われました。

中では、防災会で活動する人数減少や高齢化に悩む意見が多くありましたが、参加者を増やす様々な工夫を行っている防災会もありました。市では活動を支援する事業がありますので、お気軽に問合せいただき、是非ご活用ください。



<アンケート回答ご紹介>

- ・ポイントを簡潔に短時間で説明があり、集中できた。
- ・知らない計画等があることに気づけた。
- ・地域に直結した内容なので良かった。
- ・やはり災害情報は、いち早く発信して欲しい。
- ・住環境の似通った町会間での情報交換は有効。テーマをしぼって話し合うことが必要。
- ・色々な悩みが聞けて大変良かった。今後の訓練等に生かしたい。
- ・自主避難が重要であると感じた。
- ・十分に理解できたが、どのように住民の方々に周知したら良いか検討事項です。
- ・自分の住む地域で起こりうる災害について理解することの大切さを、この講習を通じて学べた。また、他の地区での活動を知ることができた。
- ・参加した本人の考えはいいが、地域に意識を持たせるのが課題。
- ・何をどう備え、何を優先すれば良いのか分からないことが多く悩んでいるが、他の組織も同じような状況にあることが分かった。横のつながりで組織を超えて協力し合うべきだと感じた。

<事前にあった質問についての回答>

住宅地区（令和5年11月11日 開催）

質問 1	隣接する空き家への対応で、火災発生時の対応は何かあるか。
消防署 回答	火災時、空き家への特別な対応はありません。
説明	火災建物又は延焼のおそれのある建物について、消火若しくは延焼の防止又は人命救助等のため、やむを得ないと認められる場合は居住の有無（空き家）にかかわらず使用の制限や処分（破壊等）することができます。（消防法第29条）

質問 2	公共下水道が被災した時の対応について
上下水道課 回答	<p>土佐山田で、震度6強・M9.0の大規模地震が発生したとき、下水道管の被害は、全延長の約4%程度であり、96%の下水道管は地震に耐えると想定しています。管路が破損したエリアでは、応急復旧が完了するまで、最短3日、最長1か月程度の期間を要すると思われます。</p> <p>下水道が流せなくなった建物にお住まいの方は、しばらくの間、非常用トイレなどの防災用品を使用していただくなどの対応を取っていただく必要があります。日頃から、各自で非常用トイレ（防災用品）を備蓄していただくようお願いいたします。</p>
説明	<p><公共部分以外の破損想定について></p> <p>公共部分については、国の基準に基づく耐震設計及び厳格な施工管理により、品質が確保されていますが、宅内側の排水設備は、築年数や立地、施工状況によって条件が異なるため、被害想定はできていません。</p> <p>ただし、地面と建物の境や、コンクリートと土の境など、揺れ方が違う場所に管の接合部（継手）があると、管が外れたり壊れやすくなります。</p> <p>硬質塩化ビニル管（塩ビ管）であれば、耐震性能を有しており比較的安全ですが、大昔に行った工事で、施工技術が未熟であったり、粗雑工事を行っていた場合は、破損する可能性が高いです。</p> <p>自宅の排水設備を地震に強くするためには、壊れにくい管に取り替えるしかありません。自宅のリフォームや耐震工事を行う際に、排水設備の耐震化を検討してください。</p> <p>市の指定工事店が行う工事であれば、一定の品質は保証できます。</p> <p><使用の可否が分かる点検までの期間想定></p> <p>排水管は床下や地面に布設されていますので、使用の可否は、水を流してみないと分からないことが多いです。（ただし、最大規模の地震では、市全域において水道の断水が想定されていますので、数日～数週間にわたって水道を使うことができず、排水を流せない状況になります。）</p> <p>トイレや台所から水を流すことにより、壁や床ににじみが生じたり、公共下水道への接続部分に設置されているマス（最終マス）に排水が流れてこなければ、どこかで破損が生じていることになります。</p> <p>その場合は、トイレや台所等の使用は控えていただき、携帯トイレなどの使用</p>

	<p>をお願いします。</p> <p>最終マスがどこにあるか、自宅の配管がどうなっているかは、上下水道局に図面が保管されていますので、あらかじめ確認をしておく必要があります。(図面のコピーをお渡しします。コピー代が別途かかります。)</p> <p>最終マスは、マイナスドライバーで開けることができます。マスを開けて、実際に見ておくと良いです。</p>
環境課 防災対策課 補足	<p>公共下水道は使用可能であっても、能登半島地震のように水道の普及に時間を要することも考えられますので、被災時には、携帯トイレや簡易トイレなどの防災用品での対応をお願いします。避難所では、排水設備の状況により仮設トイレの設置を想定しています。防災対策課では、災害トイレの補助金もありますので、是非ご利用ください。</p>

香北町（令和5年11月11日 開催）

質問 3-1	<p>今まで、県・市等が決壊しないと言われてきた永瀬ダムの決壊時の浸水・洪水想定が示された。香北町内の県道・国道が浸水すると表示されている。</p>
解説	<p>香美市ハザードマップに示されている浸水予測は、国土交通省及び高知県が物部川流域において、1000年に1回程度の豪雨を想定した浸水予測であり、永瀬ダムの計画で対象としている洪水の規模を超えるものであることから、永瀬ダムの洪水調節の効果を考慮した計算とはなっていません。</p>
質問 3-2	<p>各地点の洪水到達時間はどのくらいですか。</p>
回答	<p>実際の降雨の状況によって到達時間が違いますので一概にお答えできませんが、実際の洪水時においては永瀬ダムでは、毎秒30トン未満の場合は放流開始30分前から、毎秒30トン以上の放流を行う場合は60分前からアナウンス放送による放流開始の周知を行っておりますが、さらに放流量が増加するなど浸水が予想されるといった場合には香美市とも情報共有を行いながら、周知を行っていきます。</p>
質問 3-3	<p>決壊通知方法はどのようなものがありますか。</p>
防災対策課 回答	<p>決壊を知らせる市の手段として、防災行政無線及び消防無線があります。事前通知としては、防災行政無線及びエリアメール、消防サイレンが考えられます。</p>
説明	<p>決壊時は、消防サイレン及び拡声放送が、最も即時対応が可能な通知方法であると考えられます。決壊の危険を知らせる手段として、エリアメールは河川水位上昇による避難判断水位到達等の際、避難指示等の発令と同じくして使用することはできますが、システムの都合上香美市全域への通知となります。</p>
質問 4-1	<p>大地震時の怪我人、病人の搬送先はどこになりますか。</p>
健康推進課 回答	<p>香美市内3か所に設置予定の医療救護所に搬送してもらうようになります。</p>
説明	<p>医療救護所でトリアージを実施し、可能な範囲での処置を実施、必要時は救護</p>

	病院、重症患者は災害対策本部医療救護班から中央東医療調整支部に連絡し、災害拠点病院等に受け入れ調整し、搬送するようになります。
質問 4-2	また、その際は公的機関の消防は救急出動できないとのことですが、自力搬送になりますか。
消防署 回答	救急出動できない場合があります。
説明	多数の通報（火災・救急・救助など）があり、消防力が劣勢の場合は救急出動ができない場合があります。また、対応可能な件数を上回る救急要請がある場合は、緊急度を選別し、重症者を優先に処置・搬送を行いますので、緊急（重症）事案でないとは判断される場合は自助・共助での対応となります。

物部川流域（令和 5 年 11 月 18 日 開催）

質問 5	物部川へ津波が逆流してきた場合、どの位までさかのぼってくるか。
回答	県道南国野市線の物部川橋から約 800 m 上流となっています。
説明	県のホームページ「南海トラフ地震対策課」で津波アニメーションとして公開しています。

物部町（令和 6 年 1 月 21 日 開催）

質問 6	古い家が多い。地震による家屋の倒壊の割合はどれくらいか。
防災対策課 回答	南海地トラフ大地震のような大地震発生時は、古い家（特に昭和 56 年 5 月以前の建築物）は、全て倒壊する可能性があります。
説明	<p>県の発表の南海トラフ大地震【震度分布】によると、香美市では震度 6 弱から震度 7 の揺れが想定されています。建築基準法は 1950 年に制定され、耐震基準は何度か改正されてきました。昭和 56 年 6 月以降は「震度 5 程度の中程度の地震で大きな損傷を受けないこと」が基準となり、1981 年 6 月以降は「中地震では軽微なひび割れ程度の損傷にとどめ、震度 6 程度の大規模な地震で建物の倒壊や損傷を受けないこと」という基準に変わっています。そのため、古い基準時に建築された住宅ほど倒壊等の危険性が高いと考えられます。</p> <p>しかし、古い家でも、地震に強い家も存在し、それらは、耐震診断によりどれだけの耐震強度を有するか知ることができます。</p>

質問 6 に関する参考資料 「香美市空き家等対策計画」から抜粋

(2) 住宅の建築時期 (2018年 住宅・土地統計調査)

本市における住宅の建築時期は下記のとおりとなっている。

(住宅の種類による分類)

(単位：棟)

建築時期	専用住宅	店舗 その他の併用住宅	合計
1970年以前	2,020	130	2,150
1971年～1980年	1,810	90	1,890
1981年～1990年	1,640	80	1,710
1991年～2000年	1,910	80	1,990
2001年～2010年	2,110	20	2,120
2011年～2015年	540	20	560
2016年～2018年9月	360	10	370
合計	10,790	430	11,220

(構造による分類)

(単位：棟)

建築時期	木造		非木造			合計
	木造	防火 木造	鉄筋・鉄 骨コンク リート造	鉄骨造	その他	
1970年以前	1,980	110	50	10	-	2,150
1971年～1980年	1,340	290	200	60	-	1,890
1981年～1990年	1,200	250	220	40	-	1,710
1991年～2000年	860	380	560	170	20	1,990
2001年～2010年	650	430	700	350	-	2,120
2011年～2015年	170	150	90	140	-	560
2016年～2018年9月	90	100	120	60	-	370
合計	6,460	1,750	2,130	860	20	11,220

公開期限予定日：令和6年6月30日

報告者 防災対策課 松岡健太郎